様式第３号（第３－４－(1)関係）

県 民 意 見 の 募 集 に つ い て

計画等の案の名称	一時保護委託者の登録等の基準に関する条例
意見募集の趣旨	令和７年に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第29号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正されました。 児童相談所の一時保護施設においては、設備及び運営に関する基準が存在する一方、一時保護委託先については、制度上特段の基準等が設けられておりませんでした。 このことを踏まえ、一時保護委託先についても、客観的に質を担保できる仕組みとするため、今回の法改正により、一時保護委託者の登録制度が創設され、児童養護施設等を除き、あらかじめ都道府県知事の登録を受けた者に対してのみ一時保護を委託できることとされました。 登録等の基準については、国が定めた基準に従い、都道府県の条例で定めることとされております。これを受け、静岡県では、新たに一時保護委託者の登録等の基準に関する条例を制定します。 なお、条例では、趣旨及び基本方針等について定めることとし、具体的な基準内容は、条例から委任された規則において定めることとします。 つきましては、この条例（案）及び規則（案）に対する県民の皆様からの御意見を広く募集します。
意見の提出期間	令和８年11月２日(月）から 令和８年11月30日(月)まで
意見の提出方法	・郵送（締切日当日消印有効）、持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で、意見書を提出してください（様式任意）。 ・電話での御意見は御遠慮願います。 ・いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。
意見の提出先	１　郵送又は持参の場合 〒420-8601　静岡市葵区追手町９－６（県庁西館３階） 静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課こども家庭班 ２　ファクシミリの場合 ０５４－２２１－３５２１ ３　電子メールの場合 kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
問い合わせ先	静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課こども家庭班
備考	いただいた御意見については、類似するものをまとめた上で、御意見に対する県の考え方を県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して直接回答はいたしませんので、御了承ください。 いただいた個人情報は、この意見募集の内容確認のみに利用します。 パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。

※意見提出様式は自由です。以下は参考です。

（別紙：参考様式）

一時保護委託者の登録等の基準に関する条例に関する意見

フリガナ	
氏　　名	
住　　所	
連絡先 （電話番号等）	
意　　見	
理　　由	